

The background features a light gray gradient with several realistic water droplets of various sizes scattered across the surface. The droplets have highlights and shadows, giving them a three-dimensional appearance. The text is centered in the middle of the page.

# その他留意事項について

# 事故報告について

## 【報告が必要になる事故等】

※第一報を電話でお願いします

- 1 施設における重大事故が発生した場合
  - 利用者が骨折等、大きな怪我をしたとき
  - 事故が原因で、利用者が入院した又は亡くなったとき 等
  
- 2 人権侵害が疑われる場合
  - 職員による利用者への虐待（身体的、心理的、性的、経済的及び介護等の放棄など）があったと推測される事態が発生したとき
  - 特定の職員に関する苦情又は相談が合わせて3回以上あったとき

3 感染症又は食中毒が発生し、利用者又は職員が罹患した場合

- 合計10人以上又は利用者が半数以上罹患したとき（施設から保健所に報告するとともに当課にもご連絡ください。）

4 地震や台風等により甚大な被害を被った場合

- 障害福祉サービスの提供に大きな支障を来すような建物被害や1で示したような人的被害等が発生したとき

5 特定個人情報の漏えい等が発生した場合

感染症が発生した場合は、最寄りの保健所にも報告をお願いします。

## ○ 報告の方法

電話で事故等の一報を行った後に、速やかに「事故報告書」を提出してください。

※ 事故の内容に応じて、その後の状況や再発防止策の提出を求められることがあります。

※ 「事故報告書」の様式ではなく、別に施設が作成した報告書、通報内容の記録を提出することも可能です。

## ○ 報告先

山梨県 福祉保健部 障害福祉課 施設支援担当  
(電話) 055-223-1463 (施設支援担当直通)  
(FAX) 055-223-1464  
(メール) shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

# 変更届出について

## 1 指定に係る事業所の名称及び所在地等を変更する場合

### ○ 提出期限

変更日から10日以内

### ○ 提出書類

① 変更届出書

② 添付書類

※算定される単位数が変わる場合は、併せて加算の届出も必要になります。

定員の変更及び事業所所在地の変更の場合は、必ず事前に相談してください。

変更届を失念していた場合、給付費の返還が生じる場合があります。

## ○ 届出が必要となる事項

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 申請書の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ③ 定款・寄附行為等及び申請者の登記事項証明書又は条例等  
（当該指定に係る事業に関するものに限る）
- ④ 事業所の平面図及び設備の概要
- ⑤ 事業所の管理者及びサービス提供責任者
- ⑥ 運営規程 等

## 2 指定を更新する場合

### ○ 提出期限

指定有効期限が満了する月の前月中

(例) 指定有効期限が7月31日の場合は、6月30日までに提出してください。

※ 休止中の場合、休止のまま更新はできませんので、再開届を提出後、更新申請を行ってください。

### ○ 提出書類

- ① 指定更新申請書
- ② 添付書類

注意：県から更新前の連絡等はありません。

必ず各事業所で更新の時期について確認してください。

### 3 介護給付費等の加算等に係る変更の場合

#### ○ 届出時期による算定開始時期

##### ① 加算等の算定される単位数が「増える」又は「新たに算定する」場合

届出が月の15日以前の場合・・・翌月から算定開始

届出が月の16日以降の場合・・・翌々月から算定開始

※ 書類の修正等がある場合は、修正が済んだ後の受付となるため、  
余裕を持った提出をお願いします。

##### ② 加算等の算定される単位数が「減る」又は「算定されなくなる」場合

届出の時期に関わらず、減算等に該当する事実が発生した日から算定が行えません。

#### ○ 提出書類

① 変更届

② 介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書

③ 介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表

④ 添付書類（加算により異なりますので、必ず確認してください。）

## 4 業務管理体制の届出について

### ○ 届出内容

#### ① 全事業者

事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者

#### ② 20事業所以上の事業者（※）

①に加え、法令遵守を確保するための注意事項等を記載した「法令遵守規程」

※ 事業所数は、サービス種別毎にカウントしますので、ご注意ください。

（例）居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護を行っている場合 → 4事業所

### ○ 届出義務のある事業者

全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が、  
山梨県に所在する事業者

※ 届出内容に変更があった場合は、その旨を届け出てください。

## 5 各種届出様式の掲載場所

「山梨県障害福祉課」で検索

- 担当ページリスト「施設支援担当」までスクロール
- 「2事業所の皆様向け 障害福祉サービス事業者等向け情報」をクリック
- 「各種届出」から該当する届出を選択する